

平成27年度世田谷区公契約適正化委員会（第3回） 会議録

1. 会議名称 平成27年度世田谷区公契約適正化委員会（第3回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成27年12月7日（月）午後3時30分～午後5時20分
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階入札室
5. 出席者
委員
中川会長、永山副会長、五十嵐委員、児玉委員、小部委員、竹内委員、田村委員、豊田委員、三浦委員
事務局
本橋財務部長、梅田経理課長、田村契約係長、高橋、村上、林田、小野塚
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 1. 開会
 2. 議題
 - （1）労働報酬専門部会からの報告
 - （2）中間報告に向けて
 - （3）その他
 3. 閉会

平成27年12月 7 日

世田谷区公契約適正化委員会（第3回）

会長 時間はまだちょっと早いですが、皆様もうおそろいですので、開会したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、第3回の世田谷区公契約適正化委員会を開催させていただきます。本日は、第3回ということで、お手元の次第のところに議題が3点ほど記載されてございます。労働報酬専門部会からの報告ということ、中間報告に向けて、その他というこの3点の議題でございます。

それではまず、資料の確認並びに進め方につきまして、事務局から説明があると存じますので、事務局、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、私のほうから資料確認だけさせていただきます。

きょうは、お手元のほうにお配りしているのが第3回の次第、それと諮問の関係ですね。それと労働報酬専門部会からの中間答申試案骨子、それと労働報酬下限額に関する中間報告の試案というものをお配りさせていただいています。資料のほうはよろしいでしょうか。

会長 本日の資料は、これでよろしいでしょうか。

事務局 それでは、私のほうから、今回、中間報告をおまとめいただくということで、先般、先週も御議論いただいたところですが、公契約適正化委員会の委員の皆様には公式の場でお伝えしていなかったものですから、この中間報告の考え方についてちょっと御説明をさせていただきます。

一応2年の中で一定の考え方をお示ししていこうという予定ではおりましたが、やはり平成27年4月に条例が施行になりまして、何らかの形で28年に予算反映をすべきではないかというようなことが区長からも御指示がございました。それを受けまして、中間報告という形でこれまでの議論を取りまとめたいただきまして、その中で、28年度予算に反映するものは、区としても反映していこうということにさせていただきました。ですから、最終答申に向けて、その検討状況を中間報告としておまとめいただきまして、今言いました、例えば労働報酬下限額ですとか、あるいは入札制度改革で必要な改善、こういったものを報告いただく中で、区も早速、なるべく28年度からできるものはやっしていこうということで考えております。

当然こういう途中からの話になりましたので、まだ議論が十分に尽くされていないもの、あるいはまだ考え方の整理ができていないもの、これは来年に向けての答申の中でさらに御議論を深めていただきまして、そこでおまとめいただければというふうに考えております。中間報告を年内にお出しいただきまして、ちょうど今、予算査定ぎりぎり、今月中がもう本当にタイムスケジュールで言いますとぎりぎりの日程になってくるんですが、今、財政に待ってもらっているような状況もございますので、それに間に合うようにということでの御議論をしていただければと思います。

スケジュールにつきましては、年内に中間報告をお出しいただきまして、予算査定で財政のほうに数字を見ていただくと。年明け、2月には中間報告、これは公契約条例のこの間の取り組みということで、区議会の常任委員会、企画総務常任委員会に御報告をさせていただき予定ですが、2月8日に今予定されていますので、そこでこの中間報告の原文が私どものかがみ文とあわせて出ていくこととなります。そして2月、3月と、これは第1回定例会で、予算議会とされている議会ですので、予算の御審議をいただいて、4月からの施行ということで考えてございます。

また、この間の議会の動きなんですけど、第3回定例会が9月、10月にございました。また、第4回定例会が11月、12月にございましたけれども、公契約条例に関する質問を私のほうからちょっと御報告させていただきます。

公契約条例全般に関する部分といたしましては、さらなる周知、PRをしたほうがよろしいのではないかと、まだ十分浸透していないというような御質問がございましたので、さらなる周知徹底に努めていくと。

それから、今後のスケジュールということで、なかなか今まで区議会にこういう正式な形で常任委員会にも報告してございませんでしたので、スケジュールはどうなっているんだという御質問がありましたので、この中間報告を12月に取りまとめさせていただきますということで、その中で28年度予算に反映させていただきますものもは反映しますという答弁をしています。

また、チェックシートですが、これは実効性はどうかという御質問もいただきました。つまり、4月に出してから、その後状況が変わったりなんかして、実効性があるのかというようなことがありましたので、これは当然疑義が生じれば、私どもも事業者に状況を聞くなりするというところでお答えしてございます。

それから、あと議事録の全文公開をしたらどうかという御質問もいただきました。これは当初、第1回目ときは議事の概要ということで予定してございましたが、やはり会議が非公開、これは会議非公開はそのままなんですけど、その分といたしますか、議事録は、委員名はこれはA委員、B委員という形になるんですけども、御発言の内容は全文でお示ししていくということで、そういう御質問もいただきまして、私ども検討させていただいて、公開していこうということで考えてございます。

そのほか、入札制度改革でございますが、例えば総合評価方式の入札制度で地域貢献点というものがありますけれども、こういうものはちゃんと実績があるのかというような御質問ですとか、分離発注の件ですとか、そういった契約の方法に関する、あるいは入札の方法に関する部分の御質問をいただいているところでございます。

以上が区議会での御質問の内容ということで御報告をさせていただきますし

た。私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。

委員 ちょっとよろしいですか。今の説明に間違いがあるんじゃないかなと思うんです。後で中間報告の話になるんですが、本来、中間報告は2つ出さなきゃいけないと思うんです。1つは、労働報酬下限額は、これは労働報酬専門部会の意見を直接区長に申し上げるというふうに、条文上はそうなっていますので、これは4条の3項の(1)なんですけれども、それと、この適正化委員会が諮問に対してどういう意見を言うかという2つ宿題が出ていると思っているんです。

今から議論するこの中間報告案なるものは、これはあくまでも労働報酬専門部会の部会長の意見、部会長がまとめた部会の意見で、この前、区長が出て、これは若干の意見交換は参考意見として伺いますけれども、基本的には労働専門部会というのは公労使1対1対1でやっている制度ですので、それ以外の方の意見は聞かないというわけじゃないんですが、基本的にはそこで自己完結されていると。したがって、労働報酬専門部会の中間報告はこのとおり出ていく。若干意見があれば直すということ。この意見書の については、区長の諮問と重なる部分があるので、このとおりでいいかどうかはここで取りまとめて、これはこの委員会として取りまとめて、この委員会の中間報告を出すということで、2つの中間報告を出さないとおかしいだろうと。それを1つにして1本にするということはあるまいというふうに、私はこの条文を見ていて思うので、その辺、議論を始める前に整理しておかないと、後でごちゃごちゃになるのかなということなんです。今、私の整理でいいんでしょうか。

会長 公契約条例の条文の内容と中間報告としてどういう形で出すのかということについての解釈といいますか、その点について、事務局のほうはいかがでしょう。

事務局 今、(委員名)からそういう話がございましたけれども、事務局としては、当初は諮問が2つ分かれている形で、この諮問1枚に対して中間報告ということで、その中で労働報酬部会の御意見と入札制度のあれも入れていただければと、私ども事務局としては考えておりましたけれども、今の解釈の仕方、各委員さんのほうでそういう形、例えば適正化委員会での中間報告、あと労働報酬部会での中間報告、その辺が1枚ずつということであれば、この委員会で決めていただければと思います。

会長 条文的には労働報酬専門部会というちょっとあれなんです、それから区長へ答申する文言になっているということですね。

委員 「労働報酬専門部会の意見を聴いて」と書いてありますので、部会が区長に意見を出して、区長はその意見を聞いて定めるというふうに4条の3項の(1)になっていますので、多分それが正しい解釈で、それ以外の全般的なこと

は6条でこの適正化委員会の役割だと。だから、私は並行してやるべきじゃないかというふうにお話ししているんです。ただ、労働報酬専門部会も労働報酬下限額だけを議論するわけにいかないと。業者の方々から入札価格の問題やその他さまざまな制度改革を抜きに下限額を論じるわけにいかないという御指摘があったので、この労働報酬専門部会の部会としての中間報告試案もを出して、一番最後の末尾に「なお、 については適正化委員会へも提出、議論を実施するように要望する」となっているんです。

だから、この考え方は私と同じ考え方でできているので、これに対する意見は参考意見として伺いながら、この適正化委員会としてどういう諮問をするかは、これから議論がスタートするんじゃないか。だから、 のほうについて一致するかどうかはこれからの議論ですので、それはきょう、これからやるということまで理解していただくといいんじゃないかなというのが私の理解で、多分それがこの条文の素直な読み方であろうと思うんです。

会長 今の点について、事務局のほうからは、この委員会で議論をしていただいて、並列、2本であれば2本であってもというお話もあった。

委員 この委員会では労働報酬下限額の話はしないということがこのルールなんですよ、このルールは。参考意見として伺いますけれども、そのために1対1対1の、去年、2対2対2の公労使の平等の割合でつくっているの、それ以外の割合の人たちを入れたこの適正化委員会は、そういう決定機関にはならないと。適正化委員会あくまでも6条の解釈の中で、この6条の中に下限額を定めるといっているのはないんですよ。適正化だから、むしろその条件整備ということになっているわけで、その辺を誤解すると、だから、1つというより、報告はやっぱり2つになるだろうと。もちろん6条の報告は基本的には会長が会長のお名前でお書きになる、この4条3項の(1)の意見は、これは永山委員が部会長として書く、その2つになるんだと。それを1つのペーパーに入れてもいいんですけども、性格は全く違う、4条3項の報告と6条の諮問に対する答申とはやっぱり違うだろう、そう理解いただかないと議論がごちゃごちゃになっちゃうのかなというので、老婆心ながらちょっと申し上げておきます。

会長 今の点について、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

委員 私は今、(委員名)の考え方が、条例の条文、それから施行規則の適正な解釈だと思います。その前提に報告試案も2つを分け、労働報酬専門部会の下限額設定と、それを実現する条件として、公契約条例全般にかかわる改善策をそれぞれ区別して提案する。こういう形で、 とし、 のほうは、適正化委員会で審議して、下限額を実現できる条件に向かったの改善提案という形で答申をつくるほうが適切ではないかということです。諮問もそういう二輪を考えているという趣旨だと思いますので、それに沿った作業をしたということ

です。

会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

委員 なお、1つ、実は4日に区長と懇談があったわけですが、それに向けての答申案の骨組みと、その骨組みの前に、きょうお配りした試案を事務局に提出してありまして、できれば事前にそれぞれ各委員に配付していただきたいという要望をしておりましたけれども、私のところには事務局からないので、多分、きょう初めてこの中間報告試案が出されたと思うんですが、これはそういうことになっていませんので、このことを私は申し上げます。先週、区にお送りしましたね。

事務局 先週のお話ですが、事前というお話がなかったものですから、私たち……。

委員 それは委員会で……。

事務局 私のほうには事前というのがなかったもので、一応お受けしましたこれについて、4日の日が区長との懇親会もございましたので、この段階で出させていただくという形でお話をさせていただいたと思います。ですから、区長のときには、資料的なものは一切配らずに、自由な意見でやっていただくというのは、部会長のほうからも言われましたので、それで、きょうはこういうふうな形で配付させていただいて、これをもとに労働報酬部会長のほうから説明をしていただくという形に考えておりました。

委員 前回の労働報酬専門部会の中間報告のたたき台を議論した際に、それを修正したものをきょうの適正化委員会の開催前に作成して、事務局にお送りするので、各委員に事前に読んでいただいて議論をするようにしたほうが中身が濃い論議ができるんじゃないかと考え、時間の限られた中で議論するには都合がいいんじゃないかということをお願いしたんです。けれども、これは言った言わないになるのであれば、今後はちゃんと文書でいつまでにどういうふうにやっていただくという希望を申し上げておきます。区長懇談の際の文書も、実は当日用意していただくように私は電話で申し上げたつもりなんです。けれども、それも当日、その場で求めて初めて出たことなので、事務上に齟齬が起きている状態なので、今後、私のほうも含めて改善をしたいと思います。

会長 内容がいろいろ細かくなるところもございますので、資料に関しては、我々委員も事前に目を通すことができれば、それが一番いいかと思っておりますので、その点については、事務局のほうと今後の進め方、これはこの委員会、それから労働報酬部会のところもそうだと思いますが、それぞれの事務局との意思疎通ということをぜひ図っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど（委員名）のほうからございまして、それから（委員名）のほうから

もございましたけれども、その点について、ほかの御意見というのはございますでしょうか。よろしいですか。

1つとしては、せっかくと言ったら変な言い方なんですが、労働報酬専門部会ということでちゃんと議論されていますので、その内容を最大限尊重していくというのは、これは当たり前の話というふうに私自身も思っております。

また、先ほどの話でいくと、そのことと、それから適正化委員会として出していくものについては、またそれなりの議論をすべきだろう。その中心となるものは、この条文からすると入札制度等のところに関する話について、この委員会全体のところでちゃんと議論していったらどうだろうか。また、その中において、労働報酬のあり方等について、専門部会から上がるものは最大尊重するものですが、その考え方等について何か意見があれば、それを付加的なものとして、中心はあくまでも労働報酬専門部会のものですが、そういうものを議論の中に置いて、必要なものについては、今後のさらなる検討にも生かせるような形で入れていくことがあるのかなと考えておりますが、そういうような解釈でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題に入るということでよろしいでしょうか。

それでは、1番目の議題、労働報酬専門部会からの報告ということで、先日の区長との懇談会でも、この部会は4回開いていただいて、大変いろいろな御議論をいただいたというふうに思っております。大変ありがとうございます。

それでは、(委員名)のほうから……。

委員 その前に、私のほうからちょっとよろしいでしょうか。今までの会議の中で下限額というものは85%というふうに決まっているわけですが、私ども事業者としては85%は納得いきません。とても現実的な話ではございません。したがって、私どもが最初に申し上げた70%というのが適当な金額ではないと考えております。

と申しますのは、産業別にいっても、これは前から言われていますが、全産業で平均年収賃金が529万円、製造業が445万円、建設業が400万円というような統計が出ているわけですね。それに対して、例えば公共工事設計労務単価の型枠工事、私どもが専門にしている工事なので、その単価を見ますと2万3500円というのが単価でございます。それを例えば2万3500円の85%、1万9975円、これを年収に換算してまいりますと568万円という数字になるわけですね。これを例えば400万円で割りますと、4割以上のアップという形になります。ですから、その決まった年収に対して4割も上がるというのは異常なことでございます。実質、私どもの業界で払われている賃金そのものは1万9000円にとっても

及ばない時点での金額だということが現実でございます。ですから、少しプラスアルファして上げるとすれば、70%にしても400万円に対して14%ぐらいのプラスになっているということです。それであれば実現はある程度可能でしょうという考え方でございます。

会長 今の点につきましては、(委員名)からの御報告も受けつつ、この適正化委員会としては、今後の検討をしていく上でこういった点があるというような事柄で、適正化委員会のほうの1つの中間報告等の中に織り込んでいくような形も1つ考えられるのかなというふうには思っています。この適正化委員会としても、中間報告を出していく、その中において、(委員名)なんかとも御相談しながら、その中の案文等はちゃんと練っていければなというふうに考えております。70%で14%ぐらい、先日も国家公務員のところで15%のアップというような事柄なんかも報告されてきております。先日の区長との懇談会のところでも官製ワーキングプアの問題なんかもございましたけれども、そういう中において、民間のところでの活動を阻害しない中で、それなりに消費拡大等々を行っていく、それに利するような形というのは一体どういうものなのかということ、これは今後、いろいろな形で検討していかなければいけないところかなと。そういう中において、一応は12月というところでの中間報告は中間報告という形でまとめさせていただければと考えております。

今、(委員名)のほうから70%の話もございましたが、たしか(委員名)もそういうところですね。

委員 そうですね。それと、なぜそういうことを(委員名)がおっしゃったか。恐らくこういうふうに試算に書かれて、85%という数字が明記されてくると、どんどんこれがひとり歩きしていくんじゃないかという感じを我々は受けるんですよね。そうした中で、例えばこのただし書きのほうで「見習および高齢労働者・就労者については70%以上」、この見習、高齢者で70%って、これがまたすごいレベルだなという感じがしているんです。

委員 1万円以下ですよ。

委員 そうなんですよ。こんなレベルでは到底ないということだと思えます。だから、この辺のところをこういうふうに明記されていくと、どんどんこういう方向で進んでいくんじゃないかという感じを我々は受けてしまいますし、これではいかぬのじゃないかというのが正直なところですよ。

会長 今までにつきましては、(委員名)のほうから御報告といたしますか御説明を受けて、またその後、議論といたしますか、意見交換ができればと思います。

それでは、今の点も含まれても結構ですが、よろしく申し上げます。

委員 既に部会では、この点についてかなり議論がございまして、それを報告の中に反映するようには思っております。

2つポイントがありまして、この試案の1ページ目をごらんいただきたいんですけども、委託事業については、そこに書きましたように、下限額を区職員行政職給与表(一)高等学校卒業者初任給を基礎に年間就労時間に換算して時給を1093円というふうにしました。これを基礎に、その他の職務、職能に配慮して適正な報酬を定めるというふうにするのが1つの柱です。

それから、もう一方の建設、土木の方ですが、設計労務単価の85%が今問題になりました。けれども、これは設計労務単価だけをいじるのではない、ということ再三委員会でも議論してまいりました。それは、この間(2年半)ぐらいにわたりまして設計労務単価が3割弱引き上げられている。それに対応して現実の賃金水準はその引き上げほどには進んでいない。やや改善の兆しはあるけれども、先ほど(委員名)あるいは(委員名)も御指摘のとおり、依然として低いことは間違いのない状態です。ただ、今の両委員の意見は低いままがよろしいという主張ではないと思うんです。けれども、高過ぎてもいけないということで、この間の状況から考え、次のような長期的に改善を進めていくことが国土交通省の政策の中にもたびたび強調されて、法改正も伴い、区長懇談の席でも再三申し上げてきたわけです。それが、報酬下限額設定の考え方という中に前提条件として示しておきました。

この間、国土交通省が設定した労務単価は、3年連続で引き上げられました。それから、建設産業市場がこの間、東日本大震災等もあって拡大をしている。また、公共事業費も増額されている。これら影響を受けて、労務単価改善が設計労務単価に反映されている。従来は実情反映型でしたけれども、今後の建設産業における技術労働者あるいは技能労働者確保というものも含め、いわば政策的な引き上げを打ち出し改善ができるように、措置されました。同じ歩掛であるならば、必ず発・受注額は引き上げられるという結果を生みます。これは政策上とらねるので、世田谷区においても同様なことが起きるはずですよ。

したがって、それに伴いまして下限額の引き上げが可能になるように工事契約と工事費用増に伴う利潤確保が難しくならないような、方策を国土交通省も見込んだ設計労務単価を出しています。したがって、それは新たな条件整備を進める認識と執行が必要だということをお願いして、適正化委員会のほうへの議論をつないでいこうとしているわけです。したがって、単に設計労務単価が引き上げられたので、最低下限額を85%にすることだけを無条件に進めることではない。このことは誤解のないように御理解いただきたいと思います。

2ページ目にこの間のいきさつについてやや詳しく書いておきました。担い手3法の改正で、3本の法律が改められました。品質確保法及び入札・契約適正化法、建設業法の3法で、いずれもここに示されておりますように、それは発注者及び受注者の双方の責務としてこの改善に取り組むということが、引き

上げに当たっての行政上の措置としてとられているのです。したがって、予定価格等もそれに応じて引き上げられていくということになっているわけです。

後で言いますように、その結果、入札における最低制限価格を予定価格の90%とするということになっております。だから、この点で事業者にとって受注条件の改善なので、そのことを踏まえて報酬下限額を設計労務単価の85%という数字が出るのです。無条件に85%だけを行っているんじゃない。このことを再三申し上げます。

それから、先般、(委員名)からも出されました総務省と国土交通省の二省により「公共工事の円滑な施工確保」への局長通達が出されております。その中に設計労務単価あるいは積算の改善、予定価格の引き上げ等、発注者責任に関する契約条件の改善を図り、かつ就労条件についての中で賃金の引き上げも明示されております。このことは法令遵守が公契約条例の中にも明示されておりますので、その方向に沿って改善の努力が必要だということ、これは公共工事あるいは公契約を行う場合に発注者とともに工事の受注事業者の責務に相当するものです。それを実行することが必要だということで、諮問の中にもありますように車の両輪とすることです。一方が事業者の適正な利潤の確保及びそれに伴いまして労働者の報酬下限額の引き上げを図り、中長期的に現場の技能労働者、技術者を確保できるような水準にまで引き上げていくことが目標とされています。ちなみに、ほかの公契約条例をつくった区もほぼ同様、ないしは設計労務単価の90%という区もございます。85%がむやみに高いということではないことはつけ加えておきたいと思えます。

設計労務単価は、そのほかに社会保険に関する経費も別途積算されているということを考える必要があります。社会保険、特に法定福利費の適正な実施、あるいは今後マイナンバー制度等の実施に伴いまして、これらはある意味で全部法定で明示されていくこととなりますので、そういうことへ向かって進んでいく必要もあります。

したがって、今回の答申はこの2本柱です。ただし、それを実現する条件として次のような改善が必要だということです。すなわち、これは報酬下限額を検討する労働報酬専門部会の検討課題からはみ出しているのですけれども、3ページの2番目の段落にございますように、先般、(委員名)からも出されました二省通達ですが、この通達はいくまでも国土交通省の3法の改善を受けた形でつくられているものです。その中身は、予定価格等の見直し、つまり改善、2つ目は低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直しです。それから、物価変動も下がる費目もあります。けれども、上がる費目もありますので、それらを最新の適正なデータを用いる。それから、設計問題もしばしば出され、この委員会でも議論がなされました。設計変更等が必要な場合には、区は誤り

はないという姿勢ではなく、適正に改善できることが指示されています。技能者、技術者の効率的な活用、つまり、これは各工事現場の受け持ち範囲を変えても可能な条件が緩和されています。したがって、これはコストダウン、あるいは工事単位当たりの経費(費用)低減にもつながります。

それから、入札・契約における手続の効率化を図っていく必要があります。これは手続上、非常に厳しい締め切りでありますので、締切期限を少し延期することが必要であると、この委員会でも求められております。

それから、地域建設業者の受注機会の確保、これも非常に論議がこれまでもあった課題です。地域建設業振興を積極的に図っていく課題もあります。従来、地方自治体は建設産業振興策を行政権限上遂行しにくい行政権限の構造になっています。そこで一定の緩和策を打ち出すことです。

建設事業者の資金調達を円滑化することとも言われております。私の個人的な考えでは、施工の毎月々の進行に合わせて投下した工事費の支払いを可能にする。そのような発注者の支払い方法をしている欧米の契約方式があれば、建設事業者の資金的な困難を緩和できる。そういう方向に動き出すと期待をしております。

それから、建設労働者の就労環境の改善課題では、これらはいずれも区長及び区議会議長宛てにもこの二省通達があります。これを受けた形で改善に向かって前進することが非常に大事だと考えています。

そこで、1つは適正な設計、積算、これは時々誤りがあったりするというのもあったので、そういうものを適切に実施すると。それを前提に入札・契約を実施する必要があります。

それから官製ワーキングプア減少と、もう1つは法定福利費が予算上積み上げられているわけでありまして。それを末端にまで浸透する努力が必要だということ。

それから、3番目に、特に区のサービス業、あるいは建設事業者の社会的役割を発揮させ、あるいはそれが区民の防災、安全、こういうものに寄与するように産業全体の活性化を、区が努力することを強調し、できれば小規模事業者の経営改善、これは下請事業者なしには日本の建設業は成り立たないわけでありましてけれども、下請事業者だけがそのしわを寄せられることは、そこで就労する人々の就労条件改善が進まない結果にもなります。そこで、やはり就労条件を引き上げる。それに伴って積算によって決められた予定価格の内容をどう設定するか、入札制度改善とともに、4ページの5に書きましたように、一定の地域要件を設け、その上で最低制限価格を予定価格の90%以上とする。こういうことが報酬下限額を設定できる条件ではないかというふうに考えているわけ。

そういうことで、公契約条例の実施体制もこれに合わせた形で改善することを希望するわけです。

なお、これらが実施されるように、実際の契約あるいは執行、施工の手続を、これに合わせた形で改善していくということをあわせて要望しているわけです。

なお、公契約条例が今後どれだけ現場に浸透していくかということのために、区にぜひその効果の点検、調査をお願いして、さまざまな訴えというものや、契約の罰則規定がある条例ではございませんけれども、区の契約にかかわる事項の中でもし望ましくない事態が起きた場合は、それなりの措置がとれるということもありますので、罰則がないからといって、守らなくてもいいということにはならないんじゃないかと思います。

そういうことで、ぜひこの委員会においては労働報酬下限額を設計労務単価の85%を維持する方向で、契約条件あるいは施工条件の改善を図り、区及び事業者及び労働者、それぞれ少しずつでも改善方向を生み出せるように希望するのです。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

会長 ありがとうございます。

それでは、皆様からいろいろと御意見をいただきたいと思いますが、労働報酬専門部会の委員の方々からは何かございますでしょうか。特に分けなくてもいいんですけども。

委員 現状だけ見れば、お2人の使用者側委員がおっしゃるのはもっともなところがあるんです。ただ、世田谷区がいろいろ議会を経て、たしかこれは全員一致かどうかわかりませんが、多数のほとんどの政党の支持を得てつくられているということを考えたときに、この条例の前文があるんですね。きょうは今ちょっと私の手元にあるんですけども、やっぱり低賃金の常態化ということと、高齢化や若年層入職者の激減に伴う技能労働者の不足が顕在化しており、中長期的視点に立てば放置できないということで、技能労働者の処遇の改善と事業者の健全な経営環境の確保については、公共事業の品質確保のためにも直ちに組み込まなければならない状況にあるというのがこの条例の認識だとすれば、世田谷区の中においても、設計労務単価を基準にしながら、おおむねほかの自治体と同じぐらいの割合、この間、金曜日の日にも区長に表をお見せしたんですが、むしろよその区は大きな契約に限られているので、9割なんですね、90%。千代田区と野田市の2つだけが85%ということで、むしろ85%は少ないほうなんですね。多分世田谷区だけが85%以下で、公契約だという言葉を使うと、何かそれは公契約条例をつくったのに意味がないんじゃないですかという指摘を受けると思うんですね。

したがって、私と（委員名）は公益的立場からということですが、他区や他

市の例を見ながらこの条例を制定した意義を考えれば、85%は高過ぎることはないだろうということで、中間的意見としてお出ししていると。多分、お隣の労働団体の方々からすれば、当然じゃんという話になるかもしれないけれども、しかし、その辺で一致させないと、世田谷区の公契約条例が生きたものにならないんじゃないかなと。ただ、それを実現するのは簡単ではないということは、経営者側のお2人のお話を聞いてもっともだと思うんですね。

そういう意味では、私たちも、この答申は のほうがむしろ長いんですよ。本来、それは労働報酬専門部会の任務じゃないんだけれども、お2人のお気持ちやいろんな報告を受けると、それを抜きにできないだろうということで長い答申になっていると思うんです。ですので、お2人のお気持ちや現状については、私たちは全然否定はしない、そのとおりだと。ただ、それでいけないというのがこの世田谷区の条例の前文に書いてあることなので、我々としては公的な公益的立場からすれば、85というのが高からず低からずということで、世田谷の場合には対象の契約金額が低いですから、ということだと思うんですね。ただ、御納得いただけないかもしれないなということとは薄々思う。

委員 実際会社をやっていて、賃金も全部わかっているわけですね。例えば85ということは、大工にすればほとんど2万円なんですよ。2万円なんか、本当に大工さん個人個人の職人さんがもらっている会社なんてどこにもないですよ。70にしたって1万6450円なんですよ。これにしたって、大工さん自身、親方は別にしても、大工さん個人個人がもらっているなんてとても思えない。これでも若干高いです。さっき言った全産業、建設業、製造業の中で、建設業は400万円ですが、さっき14%と言いましたけれども、これは400万円に対して17%プラスなんですよ。ですから、決して変な数字でもないし、これから賃金を改善してきましたと言ってもおかしくない数字だと私は思っています。

委員 私は建設の組合の出身で、今回の報酬専門部会のときも90%で意見書は出させていただいています。現実の賃金の状態というのは、当然私ども組合でいろいろ調査をしておりますし、現実として1万6000円台とか1万5000円台。事実、この世田谷区の公共工事現場も、10月、11月に元請事業者さんの御協力をいただいて、120名以上の方の賃金の調査もさせていただきました。その平均値をとりますと1万6000円台です。それが多分今の現実なんだと思います。

ただ、今お話があったとおり、この1万6000円の賃金でも大分上がっているほうなんですよ。数年前、3年前、4年前に私ども調査したときには、平均値をとっても1万2000円というこの状態がずうっと長い間続いた結果が今の就労者不足になっていて、就労者が少ないから今単価が上がっているというだけなんですよ。

特にもっと言うと、若者が入ってこないがために、技術を持った方がどんど

ん高齢化してやめていく。この状況を改善しなければいけないということで、今、前文にもありましたが、この公契約条例がつくられている。ましてや、国交省がこの3年間に設計労務単価を3割上げた。要は積算単価を引き上げよう、上げているんだけど、実際払われる賃金になかなか反映されないという今の現状。それはやっぱり入札制度にも問題があるでしょうし、元下関係にも問題があるかもしれないし、雇用関係にも問題があるかもしれない。ただ、やはりそこを改善していかない限り、幾ら積算単価を上げたところで、やっぱり労働者の賃金改善にはつながらないというのが今の現状なんだと思うんですね。そこを改善するためにこの公契約条例をつくられたという状況を考えると、積算単価である設計労務単価と乖離した下限額というのは本来設定をするべきではないだろうと。

その上で、ただ、今、移行期間というか、準備期間というか、今条例ができたところですから、このスタートに合わせていきなり、では、それ以下があったから罰則を与えるとか、今そういう状況にはないのも事実だと思います。今この状況を改善するために、この公契約条例に基づいて下限額を決めて、事業者も労働者も、そこは発注者も含めて、そこに上げていくと。また、そこに税金を払われている区民の皆さんにも御理解をいただき、そういうことがこの公契約条例に必要なというふうに僕は考えているので、今回の85%というのが妥当な数字ではないかなと考えています。

会長 世田谷の場合、世田谷の中の事業者等のところなんですけど、その就労者、先ほどのお話のように、2年ぐらい前までは全国的に見ても下がっていた。それで、ここ一昨年ぐらいから上昇に転じてきている。それが賃金のほうに適正に反映されているかどうかは別として、その就労者のほうが、なかなか人手がいないとか、そこら辺の状況というのはどんな感じなんですか。そこら辺がちょっとあれなので。

委員 もちろん就労者も減っていますけれども、例えば世田谷区で土木工事を請け負っている会社は、平成17年度ベースにすると、会社自体が世田谷のA・Bクラスで約半分になっちゃっていますね。会社自体が減っている。というのは、仕事が減っているのももちろんあるでしょうし、公共事業を回していく技術者を抱える建設会社がなくなっていったるんですね。倒産した会社ももちろんありますし、どこかに吸収された会社もあります。主に倒産した会社ですね。会社自体がなくなっていったるんですね。

そうやって、就労者もさておき、会社自体が減っていったるんです。いまだに減っていったるというふうに僕は考えています。恐らく10年後に今の建設会社、世田谷区で土木関係で登録している会社はあと何社残っているかというふうに考えるんですね。そうしたときに、例えば労働下限額を決めることで、

さらに厳しくなる業者がいるということは確かだと思っんです。その労働者の最低基準額を決めるということで会社が減っていったら、世田谷区で公共土木事業をやる業者はいなくなるんですね。救うのは、先に労働者なのか、会社なのか、どっちかという、それぐらいのことだと僕は考えています。

会長 今のお話は、いわゆるAランク、Bランクの業者さんが少なくなってきた。それで、世田谷発注のところと言うと、Aランク、Bランクを求めるときもあれば、Cランク等を求めるときもあるけれども、A、Bが少なくなってくるということは、要は区域内業者ではなくて、さらに23区であるとかそういう形で広げざるを得なくなってくる状況も、場合によると出てくる可能性もあるというような理解でよろしいんですか。

委員 今、世田谷区さんのほうで発注されている業務で、区役所内の仕事で落札者がいない場合には、多分東京都内全域の登録業者に既に拡大して発注されていると思います。実際に今の世田谷区内業者の育成はもう10年以来全然進んでいないんですね。まるっきり進んでいないというふうに僕は感じていますし、恐らく経営状況は、この10年間、よくなっているというふうには思っていないんですね。

委員 それでいきますと悪循環になりませんか。

委員 もちろん悪循環なんですけど……。

委員 どこかで断ち切らなきゃいかぬわけです。

委員 悪循環なんですけど、例えば今の上記通達の要請、これは毎度毎度いろいろ出ているわけですけども、この辺の例えばスライド条項とか適切な活用。このスライド条項というのは、うちも何度もやったことがあるけれども、実のところ、スライド条項に当てはまる案件はほとんどないと思います。あと、例えば技術者、技能者の効率的な活用、これは例えば2つ現場を持つという場合は、民間ならさしておき、公共事業で技術者が2つの現場を兼務するということがほぼできないと思います。多分ですね。これが認められた例は僕は聞いたことがありません。例えば東京都の工事なんかで……。

委員 それは私が考える事項ではなくて、区のほうでちょっと考えていかなきゃいかぬ。

委員 例えば、今のこの辺の通達の内容なんですけれども、この辺のところがよく言われることなんです。よく言われることなんですけど、例えばこれが事業者にとって全て何か有利に働いたことは今までないんじゃないかという感じが僕はするんです。

会長 区の入札条件のところもあるけれども、こういう話が出てくるけれども、実効性を持った形で動いていない。公共事業のところも、前と言うと現場監督的な主任技術者等というのは1カ所ですよと言ったのが、今は複数箇所可

能にはなっているけれども、実際の現場ということを見ると、やはり1カ所に従事せざるを得ないというようなお話なわけですね。

委員 そうですね。

会長 ただ、その部分というのはどうすれば可能なんですか。要は、入札なんかのところで言うと、そこら辺はどういうふうに改善していけばいいんだろうかということなんだと思うんです。

委員 例えば技術者、技能者の効率的な活用、これは2カ所、そういうことになっていきますけれども、いろいろと条件がついていて、物理的には2つ持つことはできないんですね、公共事業ですから。恐らく、例えば控除期間だの何だのと言いますけれども、ある一定期間をその部分に持つことができるかもしれませんが、それが実行的にはほぼいかない。

委員 極端に言えば、市場原理で言えば入札する事業者がいなくなって、区が困るところまでいくわけでしょう。

委員 そうですね。

委員 ですから、それでいいのかということですよ。そこがやはり。

委員 現状、今そういう状況にあるのではないかと僕は思っています。

委員 だから、そこを改善するという事を言わないと、いつまでもその状態が維持されるでしょう。

委員 そうですね。それはそうなんですけれども。

委員 それはまずいと言わなきゃ、声を上げないと改善できないと思うんです。

委員 それはもちろん声は上げています。上げているんですけれども。

委員 ここでも上げましょうよ。

委員 もちろん上げているんです。それは組合を通して。

委員 でも、それを否定するように感じられるんですけれども。

委員 いや、そんなことはなくて、そういうことを上げているんですけれども、その上げるのと同時に、例えば下限額がこういう下で網をかけられるのはやっぱり厳しいということです。

委員 でも、報酬下限額設定は、条例と委員会任務の規定そのもので、それをやろうという規定になっているわけです。

委員 やるのはいいんです。

委員 あって困ると言われちゃうと、ちょっと理解が……。

委員 違うんです。やるほうはいいんですけれども、水準が余りにも高過ぎるのではないかと申しています。

委員 ですから、それは予定価格等の改善、施工方法の改善や設計上、問題があれば交渉できて改善すると要件が設定されて、その条件をどう受けて改善

に向うということがないと、ワーキングプア、下請重層構造問題の改善が見込めない。固定されてしまいかねないと思います。そこはどうか。

委員 ただ、(委員名)がおっしゃっていたように、例えば型枠大工さんは、恐らくワーキングプアじゃないと僕は思っていますから。

委員 違いますね。

委員 恐らくワーキングプアではない。あと大工さん、ワーキングプアじゃないです。例えばうちの働いている労務者はワーキングプアじゃないんですね。少なくともワーキングプアではないと思います。

委員 それは直備の方はそうだと思います。下請労働者がどういう状況かどうかと。

委員 直備もそうですし、下請もです。例えば厚生年金に入っている。公共工事なんかだと、前回からも言っていますけれども、今は公共工事で使う下請については、労務者まで社会保険に入っていないと使えないんですね。

委員 公共工事は。

委員 公共工事は。そうすると、その下請が使っている労務者の賃金調査までしたわけじゃないですが、恐らくワーキングプアではないと思うんですね。

委員 そうすると、どのくらいの率になるんですか。

委員 例えば、今言っているワーキングプア、恐らく僕が今思うのはこの「見習および高齢労働者・就労者」、先ほど(委員名)がおっしゃったように、例えば見習いの労務者、東京都なんかで仕事をしますと、無能力者というのを使ってくださいというふうな要請があるんです。

委員 それは障害者と違うのではないですか。

委員 違います。例えば山谷とかにいて、本当に労務者で、何も技能を持っていない労務者を使ってくださいという要請があるんですけれども、そういう人たちについては、例えば1日1万円払えますか、払えないですよ。払えないと思うんです。そういう人たちは確かにワーキングプアかもしれません。だけれども、ある程度の技能を持った人たちについてはワーキングプアではないと僕は思いますけれども、どうでしょうか。

委員 ワーキングプアじゃないですよ。

委員 だから、2つに分けてくださいと言っているんですよ。いわゆるワーキングプアというのは大体年収200万円以下なんだということで、本工の人たちがワーキングプアだったら困るんですよ。むしろ本工の人たちは世間並みのほかの産業と比較してもっともだと。この区の条例の前文で、わかりやすく言うと、結婚して子どもを生んで、親の面倒も見れるぐらいになってほしいと。その面から見れば、必ずしも十分ではないという言い方になっているんです。いろんな産業によって格差はあるんだけど、それはホワイトカラーの年収

800万円とかにしるなんて我々も言っているわけじゃないんですよ。ただ、わかりやすく言うと、職人さんを30年やってきて一家を背負っている人たちが、ちゃんと自分の子どもを教育させて、ちゃんと育てていって、親の面倒を見れるようにならないとおかしいでしょうという、そのおかしいでしょうというところから見れば、やっぱり安いんですよ。

委員 でも、そのレベルというのは……。

委員 じゃないと、高齢化や若年層の入職者が減っているということは起こらないんですよ。要するに、よそにもっといいのがあるから、そっちへ流れてしまうというそこを防がないと、公共事業の質さえ守れないというさっきの話になってくるわけです。だから、さっきの潰れちゃった話の半分も、それは利益が上がらないというのが半分と、もう1つは労働者が来ないということとあるんですよ。だから、安倍さんだって、今、1億総何とかと言って、やっぱり賃金を上げなきゃだめだというふうにおっしゃっているのは、ワーキングプアだからと言っているんじゃないんですよ。それは一家をなして、ちゃんと子どもを生んで育ててやっていけるぐらいの普通にならなきゃいけない。特に今介護が下がっているんですけども、そういう意味では、安いなんて言っていないんですよ。でも、土木産業の危険とかいろいろ考えたときに、決して高くないんですよ。そういう意味では、もっと上げなきゃだめだというのがこの条例に書いてあることなので、ワーキングプアの部分は時給の話で、これはむしろ頂のほうの話なんですね。

委員 今30年といたら、高卒で48歳でしょう。そうすると、もう職長クラスですよ。その辺は年収五、六百万円ですよ。ですから、生活もできて、子どもを育ててという形で、家を持っている人はいっぱいいますよ。

委員 だから、誰もがそうなってほしいというのが、この誰もがですよ。

委員 ただ、職長になるというのは一般の職人とはまた違う世界で。

委員 それはそうでしょうね、それなりのね。だから、逆に言うと、職長だったら、もうちょっと高くたっていいんじゃないですかと。

委員 今、五、六百万円と言いましたけれども、それだけあれば85%ぐらいいくんじゃないですか。

委員 いかないんですね。

委員 いかないんですか。2万円と言っていましたよね。2万円で20日間働いて40万円ですよ。12月掛けたら480万円、500万円ちょっとですよ。その数字じゃないですか。

委員 85で560万円。

委員 今、500万円と言っていました、五百何十万円と。85%じゃないですか。

委員 職長クラスですよ。職長というのは班に1人しかいないんですよ。10

人のうち9人はその下に入っているわけですよ。

委員 ということは、それ以下の人たちということはちょっと低いんですね。

委員 それはもう単価が低いんです。

委員 今言った職長さんクラスはむしろもっと上でいいんじゃないですか、言い方はおかしいんですけども。

委員 それを目指しているような気がするんですけども。

委員 もちろん経営者はもっと上でいいんです。だから、そういうことを考えているのがこの条例をつくったときの意図だと思うんです。

会長 1つその生活維持というようなところで言う話と、それから他産業との比較で、どこら辺の賃金水準にしていくべきかというその2つの話があって、それでほかの産業なんかに追いついていくためには85ぐらいがいいだろうと。それから、もう一方で生活維持というようなことであれば、その70であるとかという水準であってもという、そこら辺の話の違いじゃないんですか。私、ちょっと聞いているとそんな感じもするんですが。

委員 それは、私が会社の社長をやっていますから、大工さんに幾ら払っているか、賃金台帳を見れば全部わかっちゃうんですよ。現実、それだけ85%、全員に払っているというわけじゃない。一部、職長はあるかもしれませんが。それはわかりませんが、今現実一般の大工さんの賃金というのはせいぜい1万円から1万5000円とか1万五、六千円の範囲じゃないですか。もう少し先のことを夢見るよというのなら、それはまた話は違いますけれども。

会長 その先を夢見るといったらあれなんです、土木建築のところと言うと、夢見るよりも、それを現実にこうしていく。そのためには、部会からの御報告では、入札制度であるとか、そこら辺の改善というのをやらなければ、別の見方からすると、そういう改善がなければ85%の維持も難しいですよという読み方もできるんだろうというふうに、私なんかはこれを読ませていただいたんです。

委員 ですから、納税者から見てもこの間、設計労務単価が引き上げられている。そのまま引き上げの率に合わせるわけではないけれども、従来と変わらないとなると、納税する側から見ると、一体どんな気持ちで見るかも想定しておかなければ区民の納得性が乏しくなるような気もするんですね。

ですから、公共事業のこれまでの、先ほどおっしゃっていた平成17年ごろというのは、ちょうど10年前ぐらいになりますが、そのころは、いわば競争をどんどん進めて、それでできるだけ安い価格で公共事業をする政策が真っ盛りの時期だったと思います。けれども、先ほど申したようにその結果、多くの建設産業の勤労数、労働者も減る。新しい次世代を担う人たちも入らない。そういう危機をどう打開するか。ということで、この3年ぐらい国も地方自治体も拳

げて努力してきた。それはやはり就業者だけの、労働者だけの話じゃなくて、事業者の適正な利益、区民の納得をあわせた形で、どこかに落ちつかせなければならぬというのがこの委員会の課題だと思うんです。

その意味では、現状追認だけは理解が得られないだろうと思います。つまり、従来どおり7割程度のものでも推移していき、しばらく設計労務単価が引き上げられれば、それは一定の企業、事業者の経営改善、経営者の所得改善はかち取れるかもしれませんが。けれども、そこだけに終われば、納税者から見ると、なぜ賃金も上がらないのに、利益だけ上がっていくという条件設定はおかしいじゃないかという声も聞かれるわけです。だから必ず納税者、あるいは事業者、それから労働者、これが相互に納得できるラインを引き直すという努力はどこなのかを示さなければなりません。前に向かって進んでいくつもりで改善するのが公契約条例の趣旨だと思います。そこをどの程度に落ちつかせるかというのが議論の焦点です。

ですから、現状のままいってくださいというのは、それは気持ちとしてはそんな急に変わるものじゃないというこれまでの経過から、一種の将来変わるかもしれない、今は難しいという意味では、なるべく発注者と受注者と区民とが協力してその改善に努めることを訴えていく場が公契約条例の趣旨だと思います。今までの方式とそこが、公共事業の運営の仕方や、あるいは事業委託の方法が変わっているとだと思えます。

会長 そこら辺はバランスです。例えば一般区民というところからすると、公共事業等のところで、納めている税金のうちの例えば8割が人件費に行くよとなると、ちょっと待ってよと。そこら辺はどの程度の割合がいいんだろうか、それは3割がいいのか、4割がいいのか、全体的なところの話の中で、公共事業等がちゃんと行使されて、それで、それを使う区民だったら区民の人たちにとって本当に必要なものがちゃんとつくられていくことが一番重要なところなんだろうなと思っているんですが、この点に関しまして、(委員名)、(委員名)はいかがでしょうか。これまでの議論に対してということです。

委員 質問な感じなんですけれども、ほかの区では90%のところがあるという話をこの間も聞いているんですが、そういう決まりがあったとしても、実際はほかの区でも多分もらっていないわけですよ。

委員 それはわからない。

委員 ただ、ほかの区の場合には、世田谷区はそこまで今やるというふうにはなっていませんが、一応賃金台帳等を直接徴収する、もしくは転記をするという形で徴収している自治体が多いので、実際にもらわれているかどうかと言われると、僕も直接見ているわけではありませんが、報告上、そのラインを超えている。もしくは超えていない場合には、いきなりペナルティーを科してい

るという話は一切聞いておりませんが、一定発注者のほうから改善の要請をし、満たないものについてはその水準に上げていただく。もしくは一部下請さんのほうでなかなかそういかないという場合には、一定元請さんのほうでそこを手助けするというような話は聞いております。現実、お隣、川崎市なんかでも調査をすると、発注者への報告では超えているはずなのに、地域の組合が調査をすると、それを切っている場合もあるという場合も現実にあるようですが、そこはやっぱりいきなりそこが罰則ではなくて、改善するように言うその中で徐々に上がっていくというふうに聞いております。

委員 私が聞いている範囲では、請負金額の金額にある程度の制限を設けている。例えば2億円以上のものはそういう形で絶対やらなきゃいけないよということで、経営労務監査みたいなものを入れて、その中で賃金台帳なんか全部見せて、タイムカードも見せて、不当な残業がないか、そんなものをチェックさせて、その辺についてはきちんと公開しているということでその数字をキープしているというのは、二、三の区からは聞いております。

だから、その辺も踏まえてもうちょっと考えてもいいのかなと思うし、経営者の皆さんのおっしゃることもすごくよくわかるし、答申としてはやっぱりきちんとぱんと出すかもしれないけれども、それこそ当初おっしゃったように、入札制度に向けてについての附帯決議が何かで幾つかの意見を入れていったらどうでしょうか。

会長 今の附帯決議的にこう入れていったらどうだろうかというのは、この適正化委員会としての中間報告の中においてそういう事柄を書き込んだらどうだろうか、そういう理解でよろしいですか。

委員 そうですね。

委員 だから書いたんですよ。だから、 で前提として両輪だということで書いているので、それはもう経営者団体の方が一生懸命言っていて、我々もいろいろ教えていただいて、私は初めて大分理解してきたので、やっぱりこれを抜きには、ただ値段で決めればいいというわけにはいかないというのはもうそのとおりです。別にお2人の方もちゃんとしたサイクルができれば多分反対はされないと思うので、そのサイクルといいますか、ちゃんと発注者の問題と入札制度の問題と、結局、わかりやすく言うと適正な価格で入札されて、適正な価格で下請に回っているという状況であれば、それは守れるだろうと。

ただ、今はもう何か諦めがあって、そこに行かないんじゃないかというのがあるから、多分今みたいな御意見になっているので、だから、この辺は、区のほうがこの条例をつくって、その価格が決まったら、それが守れるような条件、環境整備は、むしろ区のほうの責務じゃないかなと思うので、附帯決議という言葉が私もぴったりだと思うんだけど、だから、労働報酬専門部会では

でそれを書いているということなんです。

会長 主に設計労務単価にかかわる、工事にかかわる労働報酬下限額の話があって、先ほど、(委員名)のほうからは、生活保障といったらちょっと違うんだけれども、最低の賃金というようなところで委託のところのお金の話がございましたが、委託のほうに関しては何か御意見はございますでしょうか。これは特には労働報酬部会のところでは大きな議論にはならなかったと。

委員 大体コンセンサスを得られているとっております。

委員 この間もちょっとお話ししたんですけれども、年間1800時間ぐらいで、せめて200万円そこそこというか前後にはいってくださいよというのと、大体このぐらいの金額になるんじゃないでしょうか。もちろん区の非常勤の方はもっと高いというふうに伺っておりますので、ただ、区の臨時の方ですか、地公法上の半年雇用の方については、もしかしたら、もっと低い方がいらっしゃるということになるとすれば、その部分は自動的に賃上げになるので、その辺は区長としても采配を奮っていただくしかないかなと。いずれにしても、官製ワーキングプアと言われる者を、こんな大きな世田谷区が生み出しているということについては、それはやっぱり避けたほうがいいだろう。そうじゃないと、それこそまた、これも公契約条例をつくった意味がなくなっちゃうんじゃないかと思えます。

委員 なお、大体官製ワーキングプアというか、ワーキングプアの特徴というのは、社会保険未加入という方が多いんです。全国的に調べてみますと、東京都は社会保険加入率が非常に低いんです。全国平均が70%ぐらいです。けれども東京都は32%なんです。半分以下ですね。それから、都道府県別の32%というのは本当に全国最下位で、そういう状況があるということは、やっぱり東京都は都の建設労働者の社会保険適用状況は、予算措置はしているけれども、加入は少ないという妙な、ゆがみがあります。だから、その点でも改善に向けた動きが少しでもないといえます。オリンピック工事や何かになってくると、よそからも労働者が入ってくるという状況の中で、東京の人たちだけがこういう経営、不合理な扱いを受けるのはやはり具合が悪いと思えます。

会長 社会保険等のこれまでで言うと、間接経費というか、事業者負担であるとかというような形で、そのままちゃんと全部払うと、おおむね建設業でいうと収入の46%か47%ぐらいになると思うんですね。そういった点からすると、人件費にかかわるところで言うと1.47倍ぐらいのものが人件費絡みでかかってくるというところがあると。そのうちの47%分が、ある意味では個人負担といえますか、それに払われていなくて、そういうものに入ろうとすると、個人負担的に逆にマイナスになってくるというようなところもあるんです。

先ほどのお話では、保険等は公共事業の場合は基本的には労働者等のところ

については手当てをしている。元請から下請になったときにどういったところに予算づけされているのか。もう工事単価のところに含まれたような形になっていて、明確に分かれていないとかというお話も先日ちょっとお聞きしたんですが、そこら辺はどんな感じですかね。

委員 今、中堅ゼネコンさん以上はほとんど対応してきているんじゃないかと思うんです。内訳でも材工費の下に社会保険関係一式幾らというような形に入っていますので、実際に社会保険番号を見せれば、その人が現場に入った事実が認められれば、ちゃんとその分は払ってもらえると大分進んできました。ただ、予算措置のない民間の現場もありますので、その辺がやっぱり悩ましいわけで、職人さんは役所だけの仕事をやっているわけじゃないですから、それが終わると民間へ行くわけですから、1年のうち全部役所の仕事ができればいいですけども、半分は民間。そうすると、民間の会社になると、そんなものはお客さんからもらえないよというので断られちゃう。そういったことが悩ましいですよ。それが全体的に行き渡するには相当時間も必要だろうと思いますね。ただ、29年3月で、もう完全に加入しないと仕事はできませんよと、建設業の更新もできない状況になりますので、待ったなしなんですね。

会長 労働報酬専門部会からのお話について、ほかに何かございますでしょうか。

今までの議論を通して、事務局のほうは何かございますか。

事務局 特にはないです。ですから、事務局としては、先ほど申し上げましたように、中間報告として2つに分けるのか、あるいは1つに分けるのか決めていただいて、そのままを上げていただければ、区長のほうに中間報告として上げるような形になると思います。

ただ、やはりどうしても28年度の財政予算の関係とかございますけれども、その辺も踏まえて、今活発に御議論いただいておりますので、それをそのまま区長のほうに上げるような形になるかとは思っています。

会長 今のお話もございましたけれども、条例との関係等というところからすると、労働報酬専門部会、今は中間報告試案というふうになっていますが、これは労働報酬部会からの1つの中間報告として、あと、この適正化委員会としての中間報告。その中には労働報酬にかかわるところも少し入ってきたりとか、それから、今後の検討する課題、これは入札制度のところもあるわけですがけれども、それ以外に労働報酬の下限のところ、こんなことも今後考えていく必要があるのか。

先ほど無能者という話が出ましたけれども、委託事業等の場合においても、いろんな考え方がそれぞれのところにあると思うんですね。場合によると職種別に最低額を決めるべきだ、いわゆる工事なんかと同じように職種別に決める

べきだというような話もあれば、いや、そうではなくて、今回、御報告いただいたように、高卒初任給を基準にすべきだろうと。ここら辺は、区だとかそこら辺の財政規模であるとか適正なところ、それから発注できるものが発注できなくなると、また我々区民としても困るところがございますので、そういったところで、今後は夏に向けての諮問というところで、できればこんな点も労働報酬のところで検討をさらに進めていただきたいというようなことを適正化委員会の中に入れさせていただければ1つかなと。ただ、その内容については、部会長なんかとも御相談しながら、適正化委員会としての中間報告を作成し、相談した上で、各委員の方々にも見ていただく。

また、その内容は、先ほどございましたが、2月8日と言っていましたか。2月8日に企画総務常任委員会、議会のほうでの話もあって、そこでもいろいろな話がまた出てくるのかもしれない。こちらの報告はこうしましたと。けれども、またそちらからも意見が出てきて、そういうものも含めて夏に向けての諮問に対応ができていけばいいのかなというふうに思っているんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

委員 私から希望を1つ。これは本当にミニマムの希望なんですけれども、4ページの5の最低制限価格を予定価格の90%以上というのは労働報酬専門部会の答申と一種の両輪になっていきますので、でき得れば、きょう、適正化委員会としての答申の合意事項として進めていただきたいなと。そうしませんと、やはり予定価格のほうの改善もあり、また最低制限価格も引き上げられながら、労働報酬のほうへの改善に響かせていく、そういう構造をつくっていかなきゃなりませんので、そこだけはミニマムの要望として、ぜひきょう通していただきたいなと。

会長 今の点に関してなんですけど、現在、区のところで低入札等が起きた場合、どのようなチェックをどのような組織体といいますか、恐らく行政内部でチェックのあれを設けられていると思うんですけれども、そこら辺はどういう形でしょうか。

事務局 私のほうからちょっと説明させていただきますが、低入札調査価格というのは議案物ですね、1億8000万円以上の工事につきまして予定価格を公表していますが、かなり下回った、うちのほうで最低の、この工事はこれぐらいでないといけないでしょうというものを下回る事業者がいた場合ですけれども、これについては低入札調査委員会というのがございまして、その会社から積算であったりとかそういうものを提出していただいて、私どもの積算を担当している営繕課であったり、あとその辺で適正な積算がされているかどうか、その辺を確認しながら、事業者の方を呼んでヒアリングをさせていただいて、可能であればそのまま契約という形になっております。というのは、積算の中

でも物品購入、物品を入れたりとかそういうものについては、各企業さんで仕入れ先によってかなり差が出てきたりするケースもございますので、その辺も含めましてヒアリングをさせていただいて、それで決定するという形をとっています。

ただ、それがいいかどうかもございます、試行的に最低制限価格と同じような形で、1億8000万円以上の議案ものにつきまして、これは制度的には似たようなものですが、失格基準というものを現在行いまして、これは試行的に今回、2件ほどやっております。それにつきましては、最低制限価格と同じで、失格基準の金額を下回れば、それもアウトですよ。それ以上の会社でないと契約はできません。最低制限価格と同じような形のやり方を現在試行させていただいて、入札制度のほうに改革できればという形で今進めているところです。

会長 いわゆる低入の問題というのと、ここで最低制限価格を予定価格の90%、私の解釈で言うと、落札率等のところで、現在85であるとか、低入はもっと下になると思いますけれども、落札率等が90%以上になるために、逆に言うと低入の価格を90%台にするという、そういう解釈でしょうか、この最低制限価格を予定価格の90%というのは。

委員 それは私の考えでは、予定価格が適正であることを前提に論議するのです。けれども、今のところ、全体の平均、(委員名)から聞いている話だと87%ぐらいとおっしゃっていました。ですから、ほぼその90%に近いので、今後、労働報酬下限額を定めるとすれば、当然それはコストアップになる可能性が高いので、その措置にあわせてその最低制限価格も若干引き上げていく必要があるんじゃないか。ということで、特定の案件にとどまらず、公契約条例の適用対象事業については90%以上というふうにしていただいたらどうかと。

委員 90%もいいんですけども、実際、役所の工事をやって10%利益が出るなんていうことは余りないですよ、よっぽどいいのに当たらないと。ですから、それ以下ということは、例えば自分のところの利益を確保するためにどこかを絞らなきゃならないわけですね。そうするとしわ寄せがやっぱりそういった労務単価のほうにいつてしまう。ですから、私が理想というか考えているのは、95は適当じゃないかなということですね。

会長 この点、特に何か。

委員 90か95にすると、入札すると全部95%以上になるわけですよ。それって、区民からしてみると、何じゃそれはというふうになるのではないのかと思うのが。

委員 ただ、役所が組む予算というのは、この金額があって適正な建物ができるんでしようという金額なわけですよ。ですから、それが10%か20%も下が

るというのは当然おかしい話なんですよね。

委員 予定価格がおかしいという指摘ですね。

委員 予定価格がおかしいということなんですよね。

委員 それは予定価格のあり方をもう少し工夫するという事で、最低価格を90%とかにしてしまうと、何だったら逆算してというふうな人とか企業とかも出てきちゃったりすると、そもそもの入札制度自体というものが色あせてしまうのは、それはそれで長い目で見ていくとよろしくないんじゃないのかなというふうに私は考えます。

委員 ただ、今いろいろ、例えば一般管理費は何%、共通仮設は何%、現場経費は何%、実際かかりより下げてもいいですよ。それで割り出していくと、もう金額が、制限価格が出ちゃうんですよ。ですから、もしとるのがもう先決だというような会社にとっては、その付近を狙って、ちょっと高いところを狙っていけばとれちゃうんですよね。ですから、今現在、もうオープンになっているのと近いんじゃないかなというふうに思っています。

委員 そうですね。恐らく今の入札制度、例えばきのう、成城の期限がありましたけれども、年度の当初の4月から6月とか、4月から夏ぐらいまではみんな仕事がないですから、やったほうがいいや、そういうことで利益を度外視して最低制限価格の近傍で突っ込んでいくわけですね。それがいつか、ほかの例えば東京都であるとかいろんなところで仕事をとり始めると、もう夏以降は余り世田谷区で仕事をしないわけですね。恐らくそのころになると、総合評価が当然世田谷区でも出てくると思うんですけれども、総合評価に応募すらしないという事態が起きていて、この辺の、例えば総合評価は地元の企業にインセンティブをとかと言うんですが、余り関係なくなっちゃっているという事態になっているんじゃないかと思うんですね。

委員 世田谷は特に予定価格が低額であるということですか。

委員 特に低額というのは、その辺が難しいところで、例えば建築なんかだと、要するにいろんな工種が、物すごくたくさんある工種があって、積み上げ方によって、やっぱり金額の上下が出てくると思うんですけれども、土木工事の場合は余り自由に積算がなくて上下はしないんですよね。要するに積算をしていくと、工種をばらしていくと、土工事と、例えば舗装と、残土の捨て場等なんていうふうに積み上げていくと、もう予定価格は自動的に決まっちゃうんですね。だから、そこで設計者が手心を加える余地が余りない。建築は幾らかあるのかなという気が直感的にはしませんが、土木工事に至っては、もう数量契約ですから、ほぼ何か数量がばらされた段階で、予定価格が自動的に決まってくる。だから、ほぼ設計者の考えで、例えば現場の状況が極めて悪くて掛け率を歩掛掛けるとか、そういうこともないでしょうし、ほとんど積算を組む

自由度ってないと思うんですね。だから、予定価格も恐らく設計をされた土木工事で材料と数量を全部拾い上げて分解していくと、自動的にお金が決まってくる、そういうシステムじゃないかと思う。

例えば入札でも物品、物品なんかだと、例えば物を買ったりするときに、物の値段というのが大きく占める場合には、その物の値段をうまく仕入れられるところ、うまく仕入れられないところで差が出てきます。だけれども、土木の場合は、恐らくコンクリートの二次製品であるとか、生コンであるとか、アスファルトコンクリートであるとか、実のところ値段も余り変わらない。どこで仕入れても余り変わらない値段で仕入れざるを得ないし、その数量も決まってくると、ほぼ自動的にお金も決まってくる。ですから、もう予定価格も自動的に決まった中で最低制限価格が見えてくる。だから、例えば85%なり87%ぐらいのところまで最低制限価格があるであろうと我々は思うわけですね。もはやそれをとるか取らないかという話なんですね。

委員 そうすると、やはり収益率のいいものに向かっていくということですか。

委員 そうですね。多分収益率のいいものについては落札率も下がってくるでしょうし、収益率の悪いものについては、誰も応札しないという事態になってきているのが現状だと思います。

会長 辞退が多くなって来る。

委員 そうですね。もう今のこの時期、秋口から、恐らく世田谷区さんで発注されている土木工事はほとんど応札者がいないんじゃないかと思うんですね。

委員 もし区の発注者側になると、どういう政策をとると望ましいことになるのでしょうか。

委員 今、恐らく世田谷区の土木事業者は、世田谷区離れが進んじやっているということですね。だから、多分世田谷区の土木で食べている業者がかなり減ってきていて、みんな、例えばほかの、東京都の水道工事であるとか、東京都の下水道工事、ほかの専業、専業に特化して行って分担されていくわけですね。世田谷区の土木だけでやっている業者というのはどんどん減っている。

委員 それは誰がやるんですか。世田谷区の区役所の仕事は別な……。

委員 恐らく違う区の間が来てやると思いますね。世田谷区で応札者がゼロの場合には、世田谷区以外の発注というふうになるんですかね。事業者を募って、再入札をかけてということだと思うんです。

事務局 今の関係で1点だけちょっとよろしいでしょうか。今(委員名)がおっしゃったように、1回目の、例えば入札の要件がA、Bだったりした場合で、そこで世田谷区は今一般競争入札ですので、A、Bであれば誰でも来てく

ださいよという話になります。そこで、例えば誰も来ない、応札者がいない場合については、そのA、Bランク全ての業者に対して1回指名をかけます。指名をかけて、なおかつ全社辞退とかという話になれば、今度は23区全体ですとか、あるいは逆に、道路工事ですとか緊急を要するような工事であれば、そのA、Bランクの似たような工事をやっていただいたところに随意契約とかそういう可能性もありますけれども、何段階かに分けて、区内業者の発注に今区としては努めているような感じです。

委員 条件に応じてまだいろいろ手当てはする。おっしゃるとおり随意契約もあると。

事務局 はい。

委員 その場合、予定価格はもう動かないですか。

事務局 3000万円以上とかは1回目の予定価格を公表していますので、それを同じ予定価格で、それで応札がないわけですから、多少なりとも工事をプラスする、あるいは若干違う形をとるとか、そういうのでやっぱり予定価格を変えたりしないと、今度、また同じ形になってしまいますので、それで再度指名したりとか、そういう形ですね。ですから、1回終わってすぐ、もうだめということではなくて、私どもとしては区内業者育成というのがございますので、なるべく区内業者に発注させていただきたいという中で、順を追ってやっていくような感じになっています。

委員 そろそろ次の会で、区長さんからきょういただいている諮問がありますよね。私は同時並行的にやるべきだという意見を述べたけれども、時間が過ぎちゃったので、これはいつごろ最終答申を出すのかということで、だから、適正化委員会はきょう3回目ですよね。これまでの2回はむしろシステムなので、私もいろいろ異論を述べさせていただいたりして、この中身の話を余り十分やってこなかったんだとすると、この諮問の答申に向けた作業をきょう以降どんなふうを考えていらっしゃるのか、終わりはいつごろになるのか。いずれにしても、この6条2項に基づいて諮問いたしますとあるわけだから、この委員会としては、この文章としてそれなりのもの、しかも第1回だから、会長には大変だけれども、これはどんなふうになるんですか。

会長 そこら辺のスケジュール、この委員会としての諮問をどのようなスケジュールで出していくのかということについて。

事務局 スケジュール的には、最終的な本当の答申というのは来年度になると思います。ただ、私どもとしては、先ほど事務局からちょっとお話ししたように、28年度予算に反映できるものは反映するという形を議会でも御報告させていただいておりますので、この中間報告の中で、例えば報告というか、区長のほうに上げていただきたいのは、労働報酬下限額であったり、その辺の関係

が一番強いと思います。でないと予算のほうに反映ができない。

ただ、先ほど申し上げましたように、今回、きょうの御議論、労働報酬部会の部分と、きょうの適正化委員会で出た御議論については、区長のほうに上げさせていただいて、最終的には、これは大変申しわけないんですけども、予算であるとか、あと区民の理解であるとか、その辺も出てくるとは思いますので、本日いただいた御議論の中で、労働報酬部会の部分とここの適正化委員会で御意見をまとめまして、反映できるものは反映するような形で中間報告ということで出していただければと。それについては、財政に今待っていてもらう状況がありますけれども、12月中ぐらいにある程度の金額的なところだけでも報告はしていただければと思います。

そのほか、例えば金額、財政に絡まないような方針であったりとか、その辺については後日でも結構でございますが、何しろ12月中には労働報酬下限額ですとか、その辺についてはある程度の中間報告をいただきたいという形のスケジュールになっていただければと思います。

事務局 ちょっと補足ですが、答申というお話になりますと、やはり予算要求の前が、区としてもお預かりできるのが一番いいかなと思っています。今回は、今事務局から説明しましたように、かなり駆け足で御議論いただいていますので、まだ課題として整理すべきものを、この29年度の予算に間に合うような形で答申をいただければというスケジュールで、今の段階ではそのように考えております。

委員 おおむねいつごろなんですか。

事務局 そうしますと、来年の夏、もしくは秋にかけてぐらいのあたりになるうかと思えます。

委員 そのぐらいにこの諮問の最終答申ですか、わかりました。了解しました。

会長 夏ぐらいに最終答申をして、各部署のところで予算をつくる、そこにはこの答申を間に合わせたいと。

委員 わかりました。安心しました。どうするのかな、年度末なのかなと思っていたので。それと別個の下限額だけはことしじゅうに出してほしいということですね。

事務局 下限額というか、そのほかにも、我々のPR代ですとか、その辺で反映できる予算要求はしていくような形。ただ、これはどうしても財政当局がどういう形で査定してくるかもございますが、私どもとしては、あと区長の関係がございますので、その辺も含めましての話になるとは思います。

会長 それで、先ほど(委員名)のほうからあった、この4ページの5に関してはいろいろと御意見もあると思います。それから、入札監視委員会のほう

も加わると思うので、「とする」という断定の文じゃなくて、例えばの話ですよ、90%以上となるよう目指すとか、何かそういうような表現ではどんなものなんでしょうか。

委員 これは事業者の下限額へのアクセスの度合いがかかわりますので、表現というよりも、実際の改善がどこまで進むかというのですから、せめて努力義務よりちょっと強目ぐらいのものでないと実効性が保たれないということで、これは予定価格のつくり方の問題にも絡んできますので、なかなか微妙ですけれども、そこはぜひ遵守していただけるような方向でやっていかないと、これは事業者と就労者、労働者の両方の願いがこもっているわけですから、その意味で。

会長 要は、最低制限価格が90%だよというような形はとりたくないというのが1点はあるって、それからもう1点で言うと、随意契約になるものが非常にそれなりにある。随契は実は100%なんですねという数字も出てくる。これは入札不調であるとか、そういったことが出てくると随契に入って、価格の見積もり合わせみたいなこと、その中において、ここの部分は外そうとか、ここを広げようとかというようなことが出てくるものもある。ただ、その随契が果たしていいのかどうかというのも、これも非常に大きな、要は競争相手がいない状態での契約が果たして妥当なのかということも少し議論になるところということですよ。

委員 何かの今の案件ですと、いろいろやって随契になるという案件は、要すれば、設計か、積算か、予定価格づくりか、そのどこかに何らかの修正が必要とされるものが含まれていたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

会長 そうですね。その利益率が例えば2%であるとか1%であるとかというようなものになってしまう。あとは労働者の手配ができない。それから、先ほどありました現場管理者の手配ができないとかというような事柄なんかもある。それで、単価的には、これは基本的には23区で言うと、東京都の平均労務単価というところの積み上げが基本になっていますから、それほど大きくは変わらない。ですから、その予定価格を構成している平均単価みたいなもの、これも毎年毎年見直しはされているんだけど、その部分が果たして妥当なのか。その中での利益率の設定という形にはなりませんけれども、そこら辺に何らかの問題があるのかという、今の契約全体、世田谷区に限らず、全国と言ってもいいと思うんですが、その契約のあり方みたいなところということもある。

それから、あとは分割発注であるとか云々かんぬん、これはいろんな考え方の中で、世田谷区の中で5社あって、5社のうちの2社が受注できるのがいいのか、いや、5社全部、それぞれちゃんと屋台を張っているところですから、

これが生きていけるようにするのかというような事柄なんかもあって、これは事業体制のあり方であるとか、そういったことも含んできますので、一概には今結論づけられないのかなというふうにもちょっと思っている。

労働報酬部会のほうからのお話としては「とする」でもいいんですが、適正化委員会のほうとして、ここら辺の入札制度、公正かつ適正な入札制度、全体のところもそうですが、そういったところでの文案についてはちょっとお任せいただいて、(委員名)のほうにも御相談して、ここら辺の言葉尻を調整させていただいて、それで、各委員の方々にも見ていただくというような対応をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 結構です。大変ですけれども、よろしくお願いします。

会長 そういたしますと、おおむね中間報告に向けてというところの話にも入っていったかと思いますが、こういうような進め方で、今後は委員会として中間報告案について作成し、その中で、かなり時間も限られておりますので、メール等で御確認をいただく。ただ、その間、(委員名)なんかとはこういう形でどうだろうかというような話をさせていただいて、それを各委員の方々にも見ていただく。それから、労働報酬部会のほうからの中間報告というのは、先ほど(委員名)のほうから出していただいたものを1つのベースとして、この試案がなくなるような形で進めるということですが、それでよろしいでしょうか。

委員 それで、次回なんですけれども、ぜひ先生方に宛てた入札監視委員会のお話を改善の1つの土台として少し御報告いただいて、事例だとか、こういう実感だとかいただいて、あわせて各人が持ち寄って提案を、最終答申に向けた作業をさせていただいたほうがいいんじゃないかなと。一応労働報酬部会は労働報酬部会で議論は議論ですが、それはそれとして、一応形としては今年度終わった形になるわけですよ。だから、それはそれとして、この全体委員会としての最終答申に向けた各人の意見交換はもう1回やる必要があるなと思っています。ぜひそういうふうにお願ひしたいと思います。

会長 ほか、各委員の方々からは。

委員 それでは、年内に先生からいただくのを待って、それでまた、各委員の先生方の皆さんにもぜひ御意見をいただけるように。

会長 そういう形で進めたいと思っておりますが、事務局もよろしいですね。

事務局 結構です。

会長 それでは、本日の議題でその他というのは何か特にございますでしょうか。

事務局 うちのほうからはないんですが、ただ、きょうの議事録等はまた通常以降というか、きょうの議事録はちょっと時間がかかると思います。ただ、

先ほどの中間報告でありますとかその辺については、部会長ですとか、来次第、各委員のほうにはうちから送るような形にはなると思いますので、よろしくお願ひします。

会長 ほかに何かございませんでしょうか。

なければ、第3回の公契約適正化委員会、これで終了させていただきます。先週の金曜日に引き続き連続ですが、いろいろとありがとうございます。